

令和4年第2回尾張北部環境組合議会
定例会議録

会期 令和4年10月26日（水曜日）

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 議案第6号 尾張北部環境組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
日程第5 議案第7号 令和4年度尾張北部環境組合一般会計補正予算（第1号）
日程第6 議案第8号 令和3年度尾張北部環境組合一般会計歳入歳出決算認定について
日程第7 議員提出議案第1号 議員派遣の件

出席議員（12名）

第1番	水野 正光 君	第2番	大沢 秀教 君
第3番	大井 雅雄 君	第4番	鈴木 貢 君
第5番	大藪 豊数 君	第6番	長尾 光春 君
第7番	倉知 敏美 君	第8番	丹羽 孝 君
第9番	江幡満世志 君	第10番	高木 義道 君
第11番	佐藤智恵子 君	第12番	澤田 憲宏 君

職務のため議場に出席した職員の職・氏名

書記長 西川 里咲 君
書記 蓑和 峻 君

説明のため出席した者の職・氏名

管理者	澤田 和延 君	副管理者	山田 拓郎 君
副管理者	鈴木 雅博 君	副管理者	鯖瀬 武 君
会計管理者	金川 英樹 君	犬山市経済環境部長	中村 達司 君
犬山市環境課長	小笠原健一 君	江南市経済環境部長	平野 勝庸 君
江南市環境課長	相京 政樹 君	大口町まちづくり部長	水野 眞澄 君
大口町環境対策室長	佐橋 竜午 君	扶桑町産業建設部長	村田 武司 君

扶桑町産業環境課長	尾崎 博之 君	事 務 局 長	坪内 俊宣 君
総 務 課 主 幹	兼松 昌史 君	総 務 課 主 幹	神林 宏之 君
総 務 課 主 査	神谷 建寛 君	監 査 委 員	倉知 義治 君

◎開会の宣告

○議長（倉知敏美君） それでは皆様、改めまして、おはようございます。

10月も終盤を迎えますと、やっぱり朝晩はかなり冷えてまいります。そんな中での本日の令和4年第2回定例会、議員の皆様方、そして執行部の皆様方には何かと御多用の中、定刻御出席をいただきまして誠にありがとうございました。

本定例会に提出されております議案は、尾張北部環境組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてをはじめ3議案と、それから議員派遣に関する議員提出議案が1議案であります。いずれも重要な案件でございますので、何とぞ慎重に御審議をいただきまして、適切な御決定をいただきますように、そして議事運営には格別の御協力を賜りますようお願いを申し上げます。簡単ではございますが初めの御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

管理者。

○管理者（澤田和延君） 皆さん、おはようございます。

開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方には大変お忙しい中、こうして御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

ただいま議長さんから御報告のありましたとおり、本定例会に提出させていただきました議案は、尾張北部環境組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてをはじめ3議案の御審議をお願いするものでございます。また、議員提出の議案といたしましては、議会視察に伴う議員派遣の件でございます。管理者提出議案につきましては後ほど事務局長から詳しく説明をさせていただきますけれども、いずれも今後の組合事業を進めていく上で重要な案件でございます。議員の皆様方には慎重な御審議をいただき、適切な御決定を賜りますようお願いを申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（倉知敏美君） ありがとうございます。

ただいまの出席議員は12名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりであります。日程に従って議事を進めてまいります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（倉知敏美君） まず最初に日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第97条の規定により、議長において、5番 大藪豊数議員、9

番 江幡満世志議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（倉知敏美君） 次に日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期については、さきの議員代表者会議において御協議されました結果、お手元に配付いたしました会期日程（案）のとおり、本日1日間とすることに意見の一致を見ました。

ここでお諮りをいたします。本定例会の会期は本日1日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（倉知敏美君） 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（倉知敏美君） 続きまして、日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に提出されました議案については、前もって配付したとおりであります。

以上、提出議案の報告に代えます。

それから、本定例会の説明員といたしまして、管理者以下関係者に対し出席を求めましたので、御報告を申し上げます。

続いて、監査委員から、例月出納検査の結果報告がありました。その内容については、お手元に配付したとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議案第6号から議案第8号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（倉知敏美君） 次に日程第4、議案第6号 尾張北部環境組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてから日程第6、議案第8号 令和3年度尾張北部環境組合一般会計歳入歳出決算認定についてまでを一括議題といたします。

まず提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（坪内俊宣君） それでは、まず議案第6号について御説明いたしますので、議案第6号の1ページをお願いいたします。

令和4年議案第6号 尾張北部環境組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてでございます。

尾張北部環境組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものでございます。

提案理由といたしましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備を図る必要があるからであります。

1枚はねていただきまして、2ページをお願いいたします。

尾張北部環境組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）を掲げております。

初めに、改正の要旨を御説明いたします。恐れ入りますが、19ページをお願いいたします。議案の後ろのほうです。

この改正の趣旨は、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にすることを目的とした地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児休業の分割取得、非常勤職員の育児休業等の取得要件を整備するものであります。

主な条例の改正内容について御説明いたします。

初めに、(1)は育児休業の取得回数制限の緩和についてであります。

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正により、原則分割取得できなかった育児休業が2回まで取得可能となりました。また、男性職員が主な対象となりますが、この原則2回までの育児休業とは別に、子の出生後8週間以内に取得できる育児休業の取得回数についても現行では1回とされておりますが、2回まで取得可能となります。

この法改正により、組合の条例に規定のある再度の育児休業に必要であった育児休業等計画書による申出、また申出から取得まで必要であった3か月間の経過期間が不要となるため、今回これに係る規定を削除いたします。

続いて、(2)は非常勤職員の育児休業等の取得要件であります。

アは、非常勤職員が子の出生後8週間以内に育児休業を取得する要件について整備、規定をいたします。

20ページをお願いいたします。

イは、非常勤職員が1歳以降に育児休業を取得する要件についてになりますが、(ア)は、育児休業の対象期間を1歳6か月に達する日までとする要件について、(イ)は、育児休業の対象期間を2歳に達する日までとする要件について、いずれもその期間の途中で夫婦交代で育児休業を取得することが可能となるよう条例を整備するものでございます。

なお、当組合の改正前の条例では、非常勤職員が育児休業等を取得する場合の詳細な規定が整備されていなかったため、今回の改正において国家公務員に適用される人事院規則と同じ内容で条例を整備するものでございます。

この条例は、公布の日から施行いたします。

改正内容につきましては新旧対照表で説明させていただきますので、恐れ入りますが、お戻りいただきまして、7ページをお願いいたします。新旧対照表のあります7ページをお願いいたします。

最初に、目次につきましては、第4章の部分休業に第20条を追加し、第5章を21条から23条とするものでございます。

第1条につきましては、部分休業取得時の給与の減額支給に関する規定を追加するため、根拠となる育児休業法の条項、第19条第2項を追加するものでございます。

第2条につきましては、育児休業を取得することができない職員についての規定を整備するものでございます。

恐れ入ります。9ページ中段をお願いいたします。

第3条の2につきましては、育児休業法第2条第1項で定められている職員は子が3歳に達する日まで育児休業することができるという原則の例外として、非常勤職員の育児休業取得期間については、子が1歳から1歳6か月に達するまでの間で条例で定める日までとされており、これについて規定をするものでございます。

恐れ入ります。12ページをお願いいたします。

下のほう、下段にあります第3条の3につきましては、非常勤職員が子の2歳到達の日まで育児休業を取得する場合の要件を規定するもので、第3条の2第3号と同じ内容となっております。

13ページをお願いいたします。13ページの最下段を御覧ください。

第4条につきましては、人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間を規定するものですが、育児休業法の改正に伴い、ただし書から第1号にその部分が移動したため、所要の整備を図るものでございます。

14ページをお願いいたします。

第5条につきましては、取得数制限が原則2回に改正された育児休業に加え、再度の育児休業をすることができる特別の事情について規定するものでございます。

15ページをお願いいたします。

第6条では、育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情を整備するものでございます。

16ページをお願いいたします。

第10条第7号では、再度育児短時間勤務をすることができる特別の事情を整備するものでございます。

第17条につきましては、部分休業を取得することができない職員についての規定を整備する

ものでございます。

17ページをお願いいたします。

17ページの第18条につきましては、部分休業の承認についての規定を整備するものでございます。

18ページをお願いいたします。

18ページの第19条につきましては、非常勤職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合の給与減額についての規定を整備するものでございます。

また、この第19条の追加に伴い、改正前の19条以下を1条ずつ繰り下げるものでございます。大変恐れ入ります。6ページにお戻りいただきますようお願いいたします。

附則でございます。

この条例は、公布の日から施行するものでございます。予定としましては今月中に公布をしたいと考えております。

以上で、議案第6号の説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

続きまして、議案第7号について説明させていただきますので、議案第7号の1ページをお願いいたします。

令和4年議案第7号 令和4年度尾張北部環境組合一般会計補正予算（第1号）でございます。

令和4年度尾張北部環境組合の一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

第2条、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」によるものでございます。後ほど第2表を用いて御説明をいたします。

3ページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算補正を掲げておりますが、後ほど事項別明細にて御説明をさせていただきます。

4ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為補正でございます。

設計・施工監理業務委託につきましては、ごみ処理施設整備・運営事業のうち、設計建設工事において事業者の提出する設計図書審査及び施工品質の管理を委託するものでございます。事業期間は、令和4年度から令和9年度までとなり、支払い限度額2億6,514万4,000円の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

4年度は契約行為のみになりますので、歳出予算は計上しておりません。

6ページ、7ページをお願いいたします。

こちらは歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1枚はねていただきまして、8ページ、9ページをお願いいたします。

最初に、2の歳入でございます。

1款1項1目負担金、2節ごみ処理施設建設費負担金において、各構成市町から御負担していただいておりますごみ処理施設建設費負担金を521万3,000円減額するものでございます。これは、歳入の令和3年度一般会計歳入歳出決算からの繰越金の増加及び雑入を整理した結果となります。構成市町の負担金の減額については、9ページ上段の表のようになります。

次に、4款1項1目繰越金では521万2,000円の増額となります。これは、令和3年度一般会計歳入歳出決算における歳入歳出差引残額としての繰越金の増額に伴うものでございます。

5款諸収入、1項1目雑入では、預金利子として1,000円の増額となります。

以上で、議案第7号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第8号について御説明させていただきます。

議案第8号の1ページをお願いいたします。

令和4年議案第8号 令和3年度尾張北部環境組合一般会計歳入歳出決算認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、令和3年度尾張北部環境組合一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員さんの意見をつけて議会の認定に付すものでございます。

1枚はねていただきまして、令和3年度尾張北部環境組合一般会計歳入歳出決算書及び附属資料をお願いいたします。

最初に、決算書2ページ、3ページの総括表をお願いいたします。

2ページの歳入の予算現額は1億358万2,810円、収入済額は1億358万4,195円。

3ページの歳出の予算現額は1億358万2,810円、支出済額は9,478万3,565円、翌年度繰越金はございませんでした。不用額は879万9,245円でございます。

備考欄になりますが、歳入歳出差引残額は880万630円で、令和4年度へ繰越しされるものでございます。

5ページをお願いいたします。

ここから10ページまでが一般会計歳入歳出決算書でございます。

6ページ、7ページには歳入の款項の金額を、8ページ、9ページには歳出の款項の金額を掲げております。

10ページには、歳入歳出差引残額を掲載しております。

11ページをお願いいたします。

ここからは事項別明細書でございます。

12ページ、13ページをお願いいたします。

歳入決算の事項別明細書でございます。

1 款分担金及び負担金では、予算現額、調定額、収入済額ともに7,749万円でございます。

歳入の内容は、各構成市町から議会運営費、ごみ処理施設建設費の負担金をいただいているものでございます。

資料の中段をお願いします。

2 款使用料及び手数料では、予算現額3,000円、調定額、収入済額はともに3,200円で、その内訳は行政財産目的外使用料でございます。

3 款国庫支出金では、予算現額121万5,000円、調定額、収入済額はともに121万6,000円でございます。

4 款繰越金では、予算現額2,487万1,810円、調定額、収入済額はともに2,487万2,018円でございます。

5 款諸収入では、予算現額3,000円、調定額、収入済額はともに2,977円でございます。

なお、1 款から5 款までの収入未済額はございません。

14ページ、15ページをお願いいたします。

ここからは歳出決算の事項別明細書でございます。

主なものを御説明いたします。

1 款議会費では、支出済額は18万7,550円でしたが、その主な内容は、会議録作成業務委託料でございます。

次に、16ページ、17ページをお願いいたします。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費では、支出済額は5,986万2,077円で、その主な歳出内容でございますが、17ページ中段の1 節報酬で、会計年度任用職員及び公正入札監視委員会委員報酬、10 節の需用費の印刷製本費になります。

恐れ入ります。18ページ、19ページをお願いします。

主なものとして、12 節委託料では、例規集システム維持管理委託料、13 節使用料及び賃借料の組合事務所使用料、コンピュータ機器借上料、18 節負担金補助及び交付金では、派遣職員人件費負担金などとなっております。

次に、中段から少し下、2 款1 項2 目公害防止委員会費になりますが、支出済額は8万1,255円で、その主な内容は、委員の報酬でございます。

次に、そのすぐ下、2 項1 目監査委員費になりますが、支出済額は13万8,217円、その主な

内容は、監査委員さんの報酬でございます。

次に、20ページ、21ページをお願いいたします。

3款建設事業費では、支出済額は3,451万4,466円で、その主な歳出は、ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会の委員に対する1節の報酬及び8節の旅費、12節委託料では、環境影響評価事後調査業務委託料、循環型社会形成推進地域計画策定業務委託料、ごみ処理施設整備・運営事業に係る事業者選定支援等業務委託料でございます。

16節公有財産購入費の用地費も主な事業として御説明をいたします。

4款予備費については、公正入札監視委員会委員報酬へ14万9,000円の充用があり、不用額は85万1,000円でありました。

次に、22ページ、23ページをお願いいたします。

こちらは実質収支に関する調書となります。

次の25ページからは、財産に関する調書となります。

1枚めくっていただきまして、26ページ、27ページをお願いいたします。

公有財産の土地の取得状況になります。

令和3年度は3筆、公簿地積になりますが、1,903平方メートル取得いたしまして、現在高といたしまして2万6,613.78平方メートルとなりました。

続きまして、別冊になります。

令和3年度決算に係る主要施策の成果報告書をお願いいたします。

こちらは、1ページには決算の概要と歳入決算状況、2ページ以降には歳出決算状況を掲載しておりますので、御参照賜りますようお願いいたします。

以上で、議案第8号の説明とさせていただきます。

議案第6号から8号までの提案説明は以上であります。よろしくをお願いいたします。

○議長（倉知敏美君） ありがとうございます。

続きまして、監査委員から決算審査についての報告を求めます。

倉知義治監査委員。

○監査委員（倉知義治君） それでは、佐藤監査委員のお許しを得まして、決算の審査結果を御報告させていただきます。

令和4年8月30日、江南市防災センター2階防災セミナー室において、令和3年度尾張北部環境組合一般会計歳入歳出決算について、関係諸帳簿、証書類及び提出された資料と照合し、併せて関係職員の説明を求めて審査を実施いたしました。

審査の結果、審査に付された一般会計歳入歳出決算書及び附属資料は、いずれも関係法令に基づき調製されており、その計数は正確であり、予算の執行においても適正に行われているも

のと認められました。

以上で、決算審査の御報告とさせていただきます。

○議長（倉知敏美君） ありがとうございます。

以上で提案理由の説明を終わります。

これより議案ごとに質疑・討論・採決の順で行っていきます。

なお、質疑は尾張北部環境組合議会会議規則第47条の規定により、同一議員につき同一の議題については3回までとなっておりますので、よろしく御理解のほどお願いをいたします。

それでは、まず議案第6号 尾張北部環境組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、質疑はありませんか。

よろしいですか。

（「ありません」の声あり）

○議長（倉知敏美君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第6号の質疑を終結いたします。

これより議案第6号の討論を許します。

議案第6号 尾張北部環境組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（倉知敏美君） 討論なしと認めます。

ここでちょっと休憩をさせていただきます。

（午前10時25分 休憩）

○議長（倉知敏美君） それでは、休憩を閉じます。

（午前10時25分 再開）

○議長（倉知敏美君） これより議案第6号の採決に入ります。

議案第6号 尾張北部環境組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（倉知敏美君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

それでは続きまして、議案第7号 令和4年度尾張北部環境組合一般会計補正予算（第1

号) について、質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

○議長(倉知敏美君) 高木議員。

○10番(高木義道君) 8ページの歳入の表で521万2,000円の補正がなされております。これは、令和3年度決算のいわゆる歳入歳出の差額が880万円であるから、このように521万2,000円が計上されて負担金の減額になっておるといふふうに考えたらよろしいですか。

○議長(倉知敏美君) 事務局長。

○事務局長(坪内俊宣君) そのとおりでございます。当初予算で見込んでいた額より増えたということで、今回計上して負担金の減額につなげてまいります。

○10番(高木義道君) ありがとうございます。

○議長(倉知敏美君) そのほかはよろしいでしょうか。

(「ありません」の声あり)

○議長(倉知敏美君) それでは、質疑なしと認めます。

これをもって議案第7号の質疑を終結いたします。

これより議案第7号の討論を許します。

議案第7号 令和4年度尾張北部環境組合一般会計補正予算(第1号)について、討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長(倉知敏美君) 討論なしと認めます。

これをもって議案第7号の討論を終結いたします。

またここでちょっと暫時休憩いたしまして。

(午前10時27分 休憩)

○議長(倉知敏美君) 休憩を閉じます。

(午前10時27分 再開)

○議長(倉知敏美君) これより議案第7号の採決に入ります。

議案第7号 令和4年度尾張北部環境組合一般会計補正予算(第1号)を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(倉知敏美君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

それでは続きまして、議案第8号 令和3年度尾張北部環境組合一般会計歳入歳出決算認定について、質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

○議長（倉知敏美君） 高木議員。

○10番（高木義道君） 議長にお尋ねしたいんですけども、先ほど言われた同一議員が同一議案に対して3回という説明がありましたけれども、例えば今の一般会計の歳入歳出の認定案について、1か所の部分について3回までやれるのか、この認定案全体で3回しか質問できないのか、その辺りはどんなふうなんですかね。

○議長（倉知敏美君） 私自身といたしましては、この議案について3回までと認識しておりますが、その辺、事務局長、いかがなものでしょうか。

○事務局長（坪内俊宣君） 会議規則どおりを議長が御説明したということでございます。案件ごとということですので、この場合は議案ごとということ、そのまま文字だけ読むと3回までと会議規則上はなっているということでございます。

(挙手する者あり)

○議長（倉知敏美君） 高木議員。

○10番（高木義道君） 基本的に、例えば予算とか決算とか非常に多岐にわたるわけですよね。そんな中で、その1つの議案、予算の議案に対して3つしか聞けないよというのは、私の感覚ではちょっとおかしいなと。この問題についてお聞きしたいと。それに対する質疑は3回まで許されると。A、B、Cがあれば、各3回ずつ可能ではないかなと。何か前、和田議長が言われたときに、もう3回でやめてくれと言われたんだけど、1つのテーマといいますか、質問事項に対して、これは3回までやり取りができると。それで3回目ですよということはいいわけですよね。だけど、この1つの大きな予算決算のときに3か所しか聞けないというのは、ちょっと何か議員の質問権を制約しているんじゃないかなと思うんですよね。どうですかね。

○議長（倉知敏美君） 結局、ですから1回の質問でかなり項目が多くなってくるんじゃないかなと私は認識しております。その項目ごとにやると3回で終わるわけがありませんので、その1回の質問でいろんな項目が出てくるだろうと私は思っておりますけれども、いずれにいたしましても、一遍また代表者会議のほうで検討したいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

(挙手する者あり)

○議長（倉知敏美君） 高木議員。

○10番（高木義道君） はい、分かりました。

1つの質問が多岐にわたってもいいということで、それで、その中で応酬をするということ

で3回だよと。ある程度何とかしないかんかなと思いますけれども、引き続いて質問をさせて
いただきたいと思います。

○議長（倉知敏美君） ちょっとお待ちください。もう今3回終わった。

○10番（高木義道君） おかしいでしょう。今は議長に対する質問だから。

○議長（倉知敏美君） 今、3回目じゃない。もう今3回やられましたね。

○10番（高木義道君） それは質問できんの、もう。

○議長（倉知敏美君） はい。

○10番（高木義道君） それなら議案の質疑していないじゃないですか。今は議長に対して、
議長もこうやって言われたけれどもどうですかということを知っておるわけだね。

○議長（倉知敏美君） ですけども、今は第8号についての質問ですので、一応第8号につい
ての質問は、もう既に3回終わっておると、こういう感じになると思いますが、いかがなも
んでしょう。

○10番（高木義道君） おかしいなあ、質問できんがね。

○議長（倉知敏美君） はい。

いずれにいたしましても、またおっしゃることも何となく納得できることですので、一遍ま
た検討させていただきます。

取りあえず今日のところは、一応この会議規則第47条の規定に基づいてやっていきたいと思
いますので、よろしく願いをいたします。

そのほかはよろしいですか。

（「ありません」の声あり）

○議長（倉知敏美君） そのほかは質疑なしと認めます。

これをもって議案第8号の質疑を終結いたします。

これより議案第8号の討論を許します。

議案第8号 令和3年度尾張北部環境組合一般会計歳入歳出決算認定について、討論はあり
ませんか。

（挙手する者あり）

○議長（倉知敏美君） 高木議員。

○10番（高木義道君） 令和4年議案第8号 令和3年度尾張北部環境組合一般会計歳入歳出
決算認定について反対をいたします。

20年、30年の大きなごみ処理施設の建設計画であり、地権者の同意、地元住民の理解が十分
得られる内容かどうかという観点から、予算には反対をいたしました。本決算においても、建
設予定地の全域確保が困難な状況にあり、施設建設の不十分さが露呈しています。住民要望の

集約、地権者の理解が得られるような体制が整っていたかが問われます。環境影響評価での問題点、ごみ処理施設整備・運営に係る業者選定の遅れも重大であります。令和10年でしょうか、操業開始の目途ではありますが、障害の多い建設地での計画には賛同できません。

よって、本議案には反対をいたします。以上です。

○議長（倉知敏美君） それでは次に、賛成討論の発言を許しますが、ありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（倉知敏美君） 大藪議員。

○5番（大藪豊数君） 大藪でございます。よろしくお願いします。

議案第8号 令和3年度尾張北部環境組合一般会計歳入歳出決算認定につきまして、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

令和3年度の決算の内容を拝見いたしますと、議会費及び総務費につきましては、組合議会に伴う諸費用や一部事務組合として必要な事務に係る経費について、計上された予算を適切な事務処理を経て執行されたものと確認ができます。

また、建設事業費につきましても、各委託事業をはじめ新ごみ処理施設の供用開始に向けた必要な事業が実施されたことが分かります。

これらの予算執行につきましては、その計数も正確であり、かつ適正であることは監査委員さんからも決算審査意見書として報告が上がったところであります。

当局におかれましては、新ごみ処理施設供用開始に向け必要な各事業を適切に進めていただきますことを期待し、本議案の認定に賛同するものであります。

議員各位におかれましては、議案第8号の認定に御賛同いただきますようお願い申し上げます。私からの賛成討論とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（倉知敏美君） それでは、これをもって議案第8号の討論を終結いたします。

これより議案第8号の採決に入ります。

議案第8号 令和3年度尾張北部環境組合一般会計歳入歳出決算認定についてを挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（倉知敏美君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議員提出議案第1号について（提案説明・採決）

○議長（倉知敏美君） それでは続きまして、日程第7、議員提出議案第1号 議員派遣の件についてを議題といたします。

提出者の鈴木貢議員に提案理由の説明を求めます。

鈴木議員。

○4番（鈴木 貢君） それでは、議員提出議案第1号 議員派遣の件について説明させていただきます。

1ページをお願いいたします。

提案理由といたしましては、議員を派遣する必要があるからであります。

内容につきましては、はねていただきまして、2ページをお願いいたします。

派遣目的等につきましては、ここに掲げたとおりであります。

なお、本案の内容については、去る10月18日に開催されました議員代表者会議において協議がなされたものでございます。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（倉知敏美君） ありがとうございます。

以上で提案理由の説明を終わります。

ここでお諮りをいたします。本案につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（倉知敏美君） 御異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略しまして、直ちに採決に入ります。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（倉知敏美君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号については原案のとおり可決されました。

以上で本定例会に付議されました案件は全部議了いたしました。

それでは、閉会に当たりまして一言お礼を申し上げたいと思います。

議員の皆様には本当に終始熱心に御審議をいただきまして、全ての案件に対し適切な議決をいただきまして無事閉会を迎えることができました。本当にありがとうございました。

組合当局におかれましては、会期中、議員の皆様から述べられました御意見等を十分に尊重されまして、組合行政の運営に一層の御尽力を賜りますようお願いを申し上げまして、閉会のお礼とさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、管理者。

○管理者（澤田和延君） 本日は、大変長時間にわたって慎重に御審議をいただきまして、ありがとうございました。また、各議案に対しまして適切なる御決定をいただき、厚く御礼を

申し上げます。本日、議員各位よりいただきました御意見等につきましては、十分これを尊重してまいりたいと存じます。

議員の皆様方におかれましては十分御自愛をいただきまして、ますますの御活躍を御祈念申し上げますとともに、新ごみ処理施設の建設に向けまして一層の御高配と御協力を賜りますようお願いを申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（倉知敏美君） ありがとうございました。

それでは、これもちまして、令和4年第2回尾張北部環境組合議会定例会を閉会といたします。お疲れさまでした。

（午前10時41分 閉会）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 会 議 長

倉知 敏美

議 会 議 員

大藪 豊数

議 会 議 員

江幡 満世志